

JIS

工業用グリセリン

JIS K 3351 : 2009

(JSDA/JSA)

平成 21 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 一般化学技術専門委員会 構成表

| | 氏名 | 所属 |
|--------|---------|---------------------------|
| (委員長) | 川 瀬 晃 | エスアイアイ・ナノテクノロジー株式会社 |
| (委員) | 村 重 正 行 | 日本プラスチック工業連盟 |
| | 小 森 享 一 | 社団法人日本分析機器工業会 (株式会社島津製作所) |
| | 嶋 田 圭 吾 | 米山薬品工業株式会社 |
| | 角 田 欣 一 | 群馬大学 |
| | 高 津 章 子 | 独立行政法人産業技術総合研究所 |
| | 中 村 洋 | 東京理科大学 |
| | 西 川 輝 彦 | 石油連盟 |
| | 西 本 右 子 | 神奈川大学 |
| | 林 田 昭 司 | 社団法人日本化学工業協会 (旭硝子株式会社) |
| | 松 本 保 輔 | 財団法人化学物質評価研究機構 |
| (専門委員) | 村 井 陸 | 財団法人日本規格協会 |

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 26.7.30 改正：平成 21.3.20

官 報 公 示：平成 21.3.23

原 案 作 成 者：日本石鹼洗剤工業会

(〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-13-11 油脂工業会館内 TEL 03-3271-4301)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：一般化学技術専門委員会 (委員長 川瀬 晃)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

| | ページ |
|-----------------|-----|
| 1 適用範囲 | 1 |
| 2 引用規格 | 1 |
| 3 種類 | 2 |
| 4 品質 | 2 |
| 5 試料採取方法 | 3 |
| 5.1 ロット | 3 |
| 5.2 ロットの識別 | 3 |
| 5.3 製品容器の種類 | 3 |
| 5.4 代表試料の採取及び調製 | 3 |
| 5.5 分析試料 | 4 |
| 5.6 採取器具及び試料容器 | 4 |
| 5.7 試料採取上の注意 | 5 |
| 6 試験方法 | 5 |
| 6.1 一般事項 | 5 |
| 6.2 性状 | 5 |
| 6.3 色数（ハーゼン） | 6 |
| 6.4 液性 | 6 |
| 6.5 酸度又はアルカリ度 | 7 |
| 6.6 密度 | 7 |
| 6.7 グリセリン分 | 8 |
| 6.8 灰分 | 10 |
| 6.9 強熱残分（硫酸塩） | 11 |
| 6.10 けん化当量相当 | 12 |
| 6.11 水分 | 12 |
| 6.12 有機性不純分 | 13 |
| 6.13 還元性物質試験 | 13 |
| 6.14 塩化物試験 | 14 |
| 6.15 ひ素試験 | 15 |
| 6.16 硝化及び分離試験 | 18 |
| 7 検査 | 19 |
| 8 表示 | 19 |
| 解 説 | 21 |

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本石鹼洗剤工業会 (JSDA) 及び財団法人日本規格協会 (JSA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS K 3351** : 1995 は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

工業用グリセリン

Glycerines for industrial use

1 適用範囲

この規格は、工業用グリセリンについて規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS C 1602 熱電対
- JIS H 6202 化学分析用白金皿
- JIS K 0050 化学分析方法通則
- JIS K 0068 化学製品の水分測定方法
- JIS K 0113 電位差・電流・電量・カールフィッシャー滴定方法通則
- JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水
- JIS K 1503 アセトン
- JIS K 8001 試薬試験方法通則
- JIS K 8012 亜鉛（試薬）
- JIS K 8085 アンモニア水（試薬）
- JIS K 8102 エタノール (95)（試薬）
- JIS K 8105 エチレングリコール（試薬）
- JIS K 8129 塩化コバルト (II) 六水和物（試薬）
- JIS K 8136 塩化すず (II) 二水和物（試薬）
- JIS K 8150 塩化ナトリウム（試薬）
- JIS K 8153 ヘキサクロロ白金 (IV) 酸六水和物（試薬）
- JIS K 8163 ヘキサクロロ白金 (IV) 酸カリウム（試薬）
- JIS K 8180 塩酸（試薬）
- JIS K 8256 過よう素酸ナトリウム（試薬）
- JIS K 8267 ぎ酸ナトリウム（試薬）
- JIS K 8295 グリセリン（試薬）
- JIS K 8374 酢酸鉛 (II) 三水和物（試薬）
- JIS K 8541 硝酸（試薬）
- JIS K 8550 硝酸銀（試薬）
- JIS K 8625 炭酸ナトリウム（試薬）